

欧州統合研究における「ガバナンス・ターン」と国際政治学（一）

井上 裕 司

目次

はじめに

第一章 国際政治学の欧州統合理論とガバナンス・ターン

一 超国家主義と政府間主義

二 新機能主義の再評価とリベラル政府間主義

三 ガバナンス・ターン

第二章 ガバナンス・アプローチ

一 マルチ・レベル・ガバナンス

二 新制度論のEU研究（以上本号）

第三章 EUのガバナンス研究と国際政治学

一 国際政治学の射程

- 二 経済のグローバルゼーション
 - 三 グローバリゼーションとガバナンス
 - 四 グローバリゼーションとEUのガバナンスの問題解決能力
- おわりに

はじめに

二〇〇一年七月、欧州委員会はひとつの白書を提出した。『欧州のガバナンス』と題される同白書は、欧州レベルで新しい形態のガバナンスを發達させるというプローディ (R. Prodi) 欧州委員会委員長の野心的な試みの中心に位置するものであった。欧州レベルで新しい形態のガバナンスを發達させることは、一九九九年に前欧州委員会が汚職疑惑のスキヤンダルの中かで総辞職した後、新たに委員長に就任したプローディがその任期の間に行う中心的課題のひとつとしてあげたものであった。

この課題にプローディ委員会が取り組んだ理由は、『欧州のガバナンス』(以下『ガバナンス白書』とする)の冒頭でも述べられているとおり、現在の欧州連合 (EU) が直面する逆説的状况にある。それは、一方で「戦後五〇年にわたってヨーロッパに安定と平和と経済的繁栄をもたらした欧州統合」の成功にもかかわらず、他方でEUの政治や諸制度に対する信頼を欧州市民の多くが失ってしまった、もしくはそれらに対して無関心になったという状況である。成功裏に行われた市場統合や通貨統合にもかかわらず、二〇〇〇年に締結された新欧州連合条約 (二一

ス条約）に対するアイルランドの国民投票における「否決」や、欧州議会選挙における投票率の看過できない低下という状況に具体的に現れている。そこで、この信頼を取り戻すために、欧州政治や諸制度の改革とそれによる新たなガバナンスの発達に関する議論のたたき台として提出されたのが『ガバナンス白書』である。同白書は、「開放性、参加、責任、有効性、一貫性」という「良きガバナンスの五つの原則」を指摘し、それに沿ったさまざまな改革案を提示し、欧州レベル、構成国レベルにおける一般市民を含めた広範囲の議論を求めた。

同白書は、域内市場完成のために必要な諸政策を提示した一九八五年の『域内市場白書』や、通貨統合の実現にむけた一九八九年の『ドロール報告』と同様に、二一世紀の新たな統合の進路を示したいというブローディ委員会の野心的な希望が込められた文書であるといえるだろう。しかしながら、そのようなブローディ委員会の希望とは裏腹に、同白書は現実の政治においても、研究者の間においても無関心に扱われるか、むしろ批判を集めることになった²²。

この『ガバナンス白書』や、それに対するさまざまな批判に関して具体的な検討を加えることは、今後のEU政治のあり方を考察する上で重要であるが、本稿の主題はそれではない。同白書に関して本稿が注目するのは、EUの現実の政治において「EUのガバナンス」が問題として政策決定者に認識され、扱われているという事実である。このように欧州レベルでEUのガバナンスが現実の政治で議論すべき重要な問題として指摘されるようになったのは九〇年代以降のことであるが、EU研究を行う研究者がEUのガバナンスについて大きな関心を持つようになったのも九〇年代になってからといつてよいだろう。そのような研究動向の変化は、EU統合研究における「ガバナンス・ターン」といわれる。おそらくこの「ガバナンス・ターン」を経て、研究者の間でEUのガバナンスが活発に論じられるようになったことが、上記の『ガバナンス白書』という形で現実の政治に反映されたといえるだ

ろう。

第二次世界大戦後、欧州統合が開始されて以降、それに関してさまざまな分野における研究がなされてきた。特に国際政治学において多くの研究が重ねられたが、国際政治学からの欧州統合研究において八〇年代後半に至るまで主に問われたのは、「なぜ、またどのように統合が進展するのか」という統合過程に関する問題であった。この問題についての超国家主義と政府間主義の二項対立が、八〇年代に至るまで欧州統合研究の支配的な論争であった。³⁾しかし九〇年代になると、EU研究者の関心は、この統合過程に関する問題から、「EUのガバナンスはどのように行われているのか」という問題へと移行していった。この研究動向の変化が「ガバナンス・ターン」である。

そのような研究動向の変化が起こった最大の理由は、それまでの超国家主義と政府間主義に分かれて論争を繰り返してきた国際政治学からのEU研究に代わって、比較政治学からのEU研究が行われるようになったことにある。これについては後に詳しく検討するが、ここで問題は、そのような「ガバナンス・ターン」といわれる研究動向の変化を経るなかで、以前に主流であった国際政治学からのEU研究の限界が指摘されたことである。指摘された限界とは、要するに国際政治学は「なぜ、またどのように統合が進展するのか」という統合過程に関する問題を扱うことはできるが、EUのガバナンスに関する問題を扱うことはできないという点である。言い換えれば、EUのガバナンスの研究は、国際政治学ではなく、比較政治学的な視点からでなければ行うことができないということであった。

本稿の目的は、この「ガバナンス・ターン」といわれる研究動向の変化がなぜ生じ、またそれによって指摘された国際政治学からのEU研究の限界という評価が妥当なものであるのかという問題について検討することである。本稿の主張は、EUのガバナンス研究において、国際政治学と比較政治学はどちらかが適している、適していない

という問題ではなく、むしろ両者は相互補完的な関係にあるということである。さらに、EUのガバナンス研究において国際政治学がその可能性を広げ、比較政治学と相互補完的にEUのガバナンスの全貌を理解するには、「なぜ、またどのように統合が進展するのか」という古典的な国際政治学のアプローチにとらわれ続けてはならないという点についても指摘する。

以上の主張を展開するため以下では、まず第一章で、EU統合研究における「ガバナンス・ターン」を中心にし、これまでの欧州統合研究を整理し、また、なぜ「ガバナンス・ターン」を経て国際政治学の限界が指摘されるようになったのかについて検討することにする。第二章では、「ガバナンス・ターン」を経た後に登場してきたEUのガバナンスに関する諸アプローチを検討し、それまでの国際政治学的なEU研究との比較のなかでそれらを整理する。第三章では、国際政治学からのEUのガバナンス研究の可能性について指摘し、そのひとつの例として、経済のグローバルゼーションとEUのガバナンスの関係について考察する。

註

- (1) Commission of the European Communities, 'European Governance' (2001), *A White Paper*, COM(2001)M428 final.
- (2) L. Cram, 'Governance 'to Go': Domestic Actors, Institutions and the Boundaries of the Possible', *Journal of Common Market Studies*, Vol. 39, No. 4, 2001, pp. 595-618; D. Wincott, 'Looking Forward or Harking Back? The Commission and the Reform of Governance in the European Union', *Journal of Common Market Studies*, Vol. 39, No. 5, 2001, pp. 897-911.
- (3) 拙稿「EU統合とガバナンスに関する一考察（一）：グローバル経済からの構造的制約」、『名古屋大学法政論集』一八七号（二〇〇一年三月）；「EU統合とガバナンスに関する一考察（二）（完）：グローバル経済からの構造的制約」、『名古屋大学法

政論集』一八八号(二〇〇一年六月)。

第一章 国際政治学の欧州統合理論とガバナンス・ターン

一 超国家主義と政府間主義

第二次世界大戦後、ヨーロッパの現実政治における国民国家間の統合という現象から刺激を受けて、特に国際政治学の分野でその現象を説明しようとする政治学理論も同時に発達していった。それらの国際政治学理論は、一九六〇年代になると、欧州統合の展望について超国家主義(supranationalism)と政府間主義(intergovernmentalism)の二つの理論間の論争へと集約されていくことになった。

超国家主義の立場から欧州統合の分析を行ったのがハース(E. B. Haas)らの新機能主義(neo-functionalism)である。新機能主義の理論は、国家のみが国際政治のアクターであると想定する現実主義の理論とは異なり、リベラリズム、もしくは多元主義の国際政治理論のひとつであるといえる。新機能主義の欧州統合理論の核心にある概念が「スピル・オーバー(spill over)」である。スピル・オーバーとは、ある部門における統合が他の関連する部門の統合を必要とし、それによって次々と関連部門の統合が引き起こされる過程をさす。この過程が、欧州諸機構、利益集団、官僚エリートといった非国家的アクターの国境を越えた活動によって構成国政府の意思に反してまで進められるとされるのである。このような新機能主義の理論は、統合の果てに西ヨーロッパにおいて新たな超国家的国家

が誕生することを期待させ、欧州委員会がその国家の政府へと発展していくシナリオを予測させるものであった。²⁾

しかし、このような新機能主義の理論は、六〇年代の現実政治の展開のなかでその限界を示すことになった。その限界とはスピル・オーバーの過程が必ずしも新機能主義者の予測どおりに進展せず、むしろ強力な政治的指導者のリーダーシップによって覆されてしまうことがあるという限界である。その顕著な例が、フランス大統領ドゴール (C. de Gaulle) の存在であった。ドゴールは、一九六三年にイギリスのEC加盟を拒否し、六五年にはECの制度改革案に反対してすべてのECの活動から撤退し、六六年のいわゆる「ルクセンブルクの妥協」を導いた。この妥協によって、ECの閣僚理事会において「死活的な国益」がかかわると構成国が自ら判断した場合には、すべての議案にたいして拒否権をもつことになった。これらの事件は、新機能主義が想定した欧州レベルでの「ナシヨナリズムの終焉」という理念に反してナシヨナリズムの根強さを示す事件であった。こうした現実政治の展開に加えて、政府間主義者からの新機能主義に対する批判も行われた。

多元主義の理論である新機能主義に対して、政府間主義の欧州統合理論は、戦後の国際政治学理論の主流であった現実主義の理論であるといえる。政府間主義の欧州統合理論が新機能主義に対して主張したのは、国民国家の中心性と永続性である。ホフマン (S. Hoffmann) は、上述のドゴールにかかわる一連の事件を分析した上で、西欧における国家の国益が収斂していくというよりもむしろ分散していく状況を指摘した。彼はまた、政治をいわゆる「ハイ・ポリテイクス」と「ロウ・ポリテイクス」に分けて考える。その上で、技術的・周辺的な「ロウ・ポリテイクス」の分野では、国家間の対立も少なく国益の一致が見られ、国家の合理的な計算によって統合が進展しうるとする。しかし、国益の分散という状況のなかで、国家の死活的な利益であるその自立性やナシヨナリズムにかかわる「ハイ・ポリテイクス」の分野では、統合が進展しえないことを指摘したのである。ドゴールが超国家的な欧州

委員会の権力を強化する制度改革案に反対し、E.Cの活動のポイコットにおよんだのは、このためであるとされる。また国家の中心性とナショナルな感情の根強さという点から、欧州レベルでの社会集団やエリートとの連携やその忠誠心の移行という現象は想定されない。つまり、新機能主義が指摘する統合におけるスピル・オーバーという過程は、ナショナルな感情をもった指導者によって簡単に覆されてしまうものであるとされるのである。

現実の政治における展開と、このような現実主義からの批判のなかで、欧州統合理論をそれまで牽引してきた新機能主義は、自らその限界を認めることになる。それ以降、新機能主義に影響を受けた研究者は、欧州統合研究を離れ、相互依存などより広い国際政治上の問題へと関心を移していくことになった。E.Cは他の国際機構とならなかった組織として扱われ、それを構成する国家間の関係も国際政治の一般的枠組みのなかで考えられることになった。

しかし、七〇年代を通じて発展した欧州政治協力(E.P.C)の発達という現実の前に、政府間主義の議論も、特にその「ハイ・ポリテイクス」と「ロウ・ポリテイクス」の分割という想定が批判された。また国際政治理論におけるネオリアリズムが登場してくるなかで、欧州統合は国際システムにおける副次的な現象としてとらえられるようになった。すなわち、欧州統合は、米国がソ連と対峙し欧州の安全保障上の負担を肩代わりしたことによって欧州諸国はもっぱら統合を追求できた、その結果であるとされたのである。

こうしてリベラリズムと現実主義双方の関心が欧州統合から離れていった結果、「国際統合理論は、七〇年代から八〇年代の中頃まで、明らかに、失速と深刻な停滞状況」をむかえることとなったといわれたのである。

二 新機能主義の再評価とリベラル政府間主義

この「停滞状況」に終止符をうったのは、域内市場計画が採択された八〇年代後半以降の欧州統合の再加速であった。急速に進展していく欧州統合の現実に刺激され、それに関するあらゆる分野の研究が展開され、政治学理論からもさまざまな角度から新たな取り組みがなされた。域内市場計画という新たな現実には、欧州統合の政治学研究に二方向の刺激を与えたといえることができる。一つは、「なぜ、またどのように統合が進展するのか」、もしくは「欧州レベルでポリティが発達するのはなぜか」という、統合過程に関する新機能主義と政府間主義の古典的な論争の再燃である。そしてもう一つは、古典的な問題とは異なり、「現実に発達した欧州レベルのポリティが実際のEUまたは構成国政府の政策や政治にどのような影響を与えるのか」、もしくは「EUのガバナンスはどのように行われているのか」という新たな問題についての議論の勃興である。

一つ目の古典的な問題に対する新たな取り組みとしてまず指摘できるのが、新機能主義を再評価する研究である。例えば、ジョージ(S. George)は、新機能主義の核心概念であるスピル・オーバーについて、それを新しい状況に適用しつつ詳しく検討した。彼はまず、スピル・オーバーを「機能的スピル・オーバー」と「政治的スピル・オーバー」に区分する。「機能的スピル・オーバー」とは、ある分野の統合がそれに関係する他の分野の統合を必要とすることによって、統合が自動的に広がっていく過程をあらわしている。また、「政治的スピル・オーバー」とは、社会集団やエリートが欧州レベルでの連携を強め、それを欧州委員会が効果的に動員することで統合が拡大していく過程をあらわしている。この二つのスピル・オーバーをさまざまな政策分野で分析したのちに、ジョージは、「政治的スピル・オーバー」は限定的にしか進行していないが、「機能的スピル・オーバー」の過程は現実に進行している

状況を指摘した。¹⁰⁾

また、トランホルム・ミケルセン (J. Tanholm-Mikkelsen) は、八〇年代の統合の再加速を再検討した上で、単一市場を完成させるという「消極的統合」が、構成国政府をより「積極的統合」へと向かわせる無視できないスピル・オーバーの圧力を生み出したと主張した。また彼によれば、EC委員会が、そのようなスピル・オーバーの圧力を高める重要な役割を果たしており、それは同委員会の「新機能主義的戦略を追求する意識的な取り組み」であった。つまり、トランホルム・ミケルセンは、新機能主義によって示されたスピル・オーバーや委員会の役割といった諸概念の有効性を再評価したのである。同時に、古典的な新機能主義が指摘できなかった新しい統合理論に加えるべき要因も指摘した。まずは、スピル・オーバーを相殺する二つの要素である。二つの要素とは、ナシヨナリズムと、各加盟国の社会的、経済的、政治的、行政的多様性である。さらに、統合を時には促進し時には妨げる三つの背景的状况が指摘される。三つの背景とは、国際的な安全保障環境、ドイツの立場、ならびに非加盟国との協力を促すグローバルな相互依存の要求である。トランホルム・ミケルセンは、これらの新しい要因を理論枠組みのなかに取り入れることによって、「ルクセンブルクの妥協」以降の統合の停滞といった状況も説明可能にしたのである。¹¹⁾

ジョージヤトランホルム・ミケルセンの研究は、単純に新機能主義の初期の理論モデルへの回帰を主張するものではない。それらの議論は、初期の新機能主義の理論的失敗を受け入れ、初期のモデルを調整し、新たなモデルを構成しつつ、初期のモデルのなかに示されているいくつかの主要な概念の有効性を主張するものである。新機能主義者自身が限界を認めたスピル・オーバーという過程が、これらの研究によって見直されることになったのである。

このような新機能主義の再評価に対して、政府間主義からも古典的な問題に対する新たな取り組みがなされた。

その代表的な研究が、モラフチク (A. Moravcsik) の「リベラル政府間主義 (liberal-intergovernmentalism)」である。モラフチクは、「ECは定期的に起こった一連のビッグ・バンを経て発展した」として、欧州統合における五つの「主要な決定」、すなわちローマ条約、共通市場の創設、欧州通貨制度、単一欧州議定書、マーストリヒト条約の詳細な実証的分析を通じて自らの理論枠組みを提示している。モラフチクは、国家間協力の合理主義的枠組みに基づき、統合を三つの部分に分けて解釈する。第一の段階が、国家の対外経済政策における選好の形成である。第二の段階が、国家間の交渉である。そして第三の段階が、超国家機構への国家主権の委譲である。モラフチクは、EUを国家間レジームの一つの成功例として想定し、そのようなレジームのもとで国内における社会的圧力と国外における戦略的環境という「二レベルのゲーム」に制約されながら構成国政府が選択する合理的行動という観点を軸にすえて、自らの政府間主義の理論枠組みを発展させた。したがって、上記の三つの段階それぞれにおいて決定的な要因とされるのはあくまでも構成国政府の合理的な行動であり、欧州諸機構などの活動やスピル・オーバーの過程は副次的な要因とされるのである。ただし、以前の政府間主義と違ってそれが「リベラル」政府間主義である理由は、例えば、国家の選好形成について、軍事的・安全保障の関心よりもむしろ国内利益集団からの経済的関心を優先する点や、パワーを軍事的・物理的な力でなく選好の集中度ではかろうとする点などに示されている。¹³

また、特に欧州諸制度への主権の委譲の部分では、ネオリベラリズムのレジーム論 (regime theory) やネオリベラル制度論 (neoliberal institutionalism) の議論に多くを依拠していることを指摘できる。ネオリベラル制度論は、国際政治において、中央集権的な強制力が存在せず他の国家の行動について不確実な状況のなかで、合理的な国家が自らの国益を追求することによって、集合的に「準最適 (suboptimal)」な結果がもたらされてしまうことがあるとする。例えば、「囚人のジレンマ」を想起すればよい。つまり、諸アクターが個別的に合理的な行為をするこ

とでもたらされた結果に関して、全員が損することなく、少なくとも一人が得をするオルタナティブが存在するという問題である。ネオリベラル制度論者は、ルールを強制するのではなく、国家に情報を提供するなどすることでの「集合行為のジレンマ」を解消し、それによって国家間の協力を可能にするために国際制度が存在すると説明するのである。¹⁵ モラフチクは、このネオリベラル制度論の影響を受けて、強制力を持つEU政府が存在せず、他の構成国の将来におけるコミットメントが不確実な状況のなかでは、EU諸制度への主権の委譲によって合理的な国家間の協力が可能になることを指摘する。このことの重要性は以前の政府間主義との対比から明らかである。以前の現実主義に依拠した政府間主義においては、利益を共有する合理的な国家の行動こそが国家間の協力を生み出すという想定が当然視されていた。モラフチクは、「集合行為のジレンマ」という問題から、この想定が実は自明ではないということをも十分に意識した上で、それが欧州諸制度によって可能になっている点を指摘しているのである。またそこにはもはや以前の政府間主義のような「ハイ・ポリティクス」と「ロウ・ポリティクス」の区別はない。つまり協力によって得られる利得が大きく、しかも他の国家の将来における協力が不確実である場合には、例えば通貨という国家主権の根幹にかかわる分野であっても統合が進展する潜在的可能性をもつことになり、逆に場合には、どの分野であっても欧州諸制度への主権の委譲はありえないのである。

以上のように、現実政治における統合の急速な展開に刺激を受けて登場した古典的な問題に対する新たな取り組みは、一方では以前の理論の限界を意識しつつ、そのなかの有効な概念を指摘し、また他方では、以前とは異なる国際政治学理論の立場から新しい欧州統合論の枠組みを発展させる試みであるといえるだろう。

三 ガバナンス・ターン

前節で紹介したような「なぜ、またどのように統合が進展するのか」という古典的な問題に取り組み理論に対して、八〇年代以降急速に発展した統合という現実のなかで、研究者はそれとはまったく異なる新しい問題への関心をもつことになった。それは「現実が発達した欧州レベルのポリティが実際のEUまたは構成国政府の政策や政治にどのような影響を与えるのか」、もしくは「EUのガバナンスはどのように行われているのか」という問題である。以下では、この九〇年代における研究動向の変化、すなわち「ガバナンス・ターン (governance turn)」¹⁶⁾がなぜ起こったのか、さらにその過程で国際政治学からのEU研究の限界が指摘されたのはなぜなのかを検討する。なお、ガバナンスという概念については、さしあたり「多様なアクターのパートナーシップおよび多様な利害の調整を通じて、諸問題の共同解決策を見出す機能」と定義しておきたい。¹⁷⁾

振り返ってみれば、「なぜ、またどのように統合が進展するのか」という古典的な問題は、いわば純粹に国際政治学的な関心からの問題であったといえる。新機能主義を含めた初期の欧州統合理論の基礎にある問題意識は、戦後の国際政治学における主流であった現実主義の国家中心的でアナキーな世界像に対するオルタナティブの世界像を示すことであった。つまり新機能主義は、欧州統合が進展していくことで現実主義の描きだす世界像に看過できない変化を引き起こす可能性を見出していた。したがって、統合過程の行き着く先にあるものはどうあるべきかという統合の目的論を伴っていた。新機能主義のそれは、「ウェストファリアの主権国家システム」に大きな変更を加える、国民国家同士の統合による超国家的な「欧州合衆国 (the united states of Europe)」の誕生であり、それに対する批判を行った政府間主義のそれは、「ハイ・ポリティクス」の統合が不可能である以上、国民国家が自立性を確保

し続ける通常の国際機構であったといえるだろう。つまり、古典的な問題に関する新機能主義と政府間主義の論争は、問題意識の上では単なる欧州統合理論上の論争というだけでなく、より広い国際政治のあり方そのものに関する論争であった。そこで意識されたのは、主権国家システムおよび国民国家の将来の問題であり、したがって論争の焦点は「統合過程」におかれることになった。すなわち、主権国家システムおよび国民国家の将来に大きく影響を与える「統合過程」が、どのアクターによりどのように進められるかについて新機能主義が論じ、「統合過程」が、国家によりどのよう限定されるかについて政府間主義が論じたのである。

「なぜ、またどのように統合が進展するのか」という「統合過程」の問題を問うことは、論争から四〇年近くたった現在においてもその重要性を失っていない。しかし、八〇年代後半以降の欧州統合の拡大と深化による「ユーロ・ポリティ (Euro-polity)」の登場という現実のなかで、欧州統合について問われるべき問題はそれだけのだろうか、という疑問がEU研究者の間で共有されるようになった。新機能主義あるいは政府間主義は、たしかに「統合過程」については多くを論じた。しかしそれらは、域内市場計画やマーストリヒト条約を経たのちに登場してきた「ユーロ・ポリティの複雑性やダイナミズムをとらえることはできない」と指摘されるようになったのである。言い換えれば、新機能主義や政府間主義は、ユーロ・ポリティがどのように発達するかについては説明しようとしたが、ユーロ・ポリティがどのように実際の政策や政治に影響を与えるか、もしくはEUのガバナンスがどのように行われているのかについては論じることができないということである。その理由は、古典的な理論のもつ純粹に国際政治的な問題関心と統合の目的論にあると指摘された。上述したように、それらからは必然的に研究の焦点が「統合過程」に向かわざるをえないからである。

それに対して、「ガバナンス・ターン」といわれる九〇年代のEU研究動向の変化は、国際政治学ではなく、比較

政治学的な観点からの関心がEUに向けられたことに発している。それは、古典的な問題への国際政治的な関心からではとらえきれない問題をその射程にいれる関心であった。

純粋に国際政治的な問題関心から「統合過程」を問うことは、結局のところ欧州統合の将来は超国家か、単なる国際機構かという二者択一を迫られることになる。しかし、比較政治的な観点からの研究は、そのどちらでもない何かですでに存在している、という認識から出発した研究であるといえる。すなわち、既に「EUは権威的な決定を行っており、このガバナンス機能の中央化はかなりの速度で継続されている。その結果が、再分配的な性質をもった対立、資源依存(resource dependency)、またさまざまな『入れ子ゲーム(nested games)』によって特徴づけられる政策決定過程である」という認識である。以上の認識に立つて、EUにおける複雑な政治過程、すなわち「単にハイ・ポリティクスに係わる問題だけではなく、日々の技術的、規制的な政策形成」にかかわる「EUの政治ゲーム」の解明が課題とされるのである。¹⁹⁾

ピーターソンとボンバーグ(J. Peterson and E. Bombardieri)は、EUにおける政策決定を、その決定の結果がEUに与える影響に応じて三種類に分類し、それぞれの政策決定に支配的なアクター及び交渉様式を指摘している。第一に、「歴史作成決定(history-making decisions)」である。この決定は、EUそのものを変化させ、それにより欧州統合の全般的なペースや方向性を定め、まさにその歴史を画する決定である。これはEUの通常の政策過程を超越したレベル、具体的には条約改正にかかわる政府間会議(IGC)や欧州理事会などで行われる。そこにおける交渉様式は国家間交渉である。この歴史作成決定によって、単一欧州議定書が調印され、域内市場計画がスタートし、マーストリヒト条約が調印され、通貨統合がスタートしたのである。第二に、「政策設定決定(policy-setting decisions)」である。この決定は、EUにおける通常の立法手続きでなされる決定であるとされる。歴史作成決定はEU

がどう変わるかについて決定するのに対して、この政策設定決定は、EUが何をするのかについて決定する。具体的には、歴史作成決定によって「域内市場白書」が採択されたが、それを受けて例えば「二輪自動車の域内市場を創設する指令」に合意するのは政策設定決定である。ほとんどの政策が設定されるのは、EUにおける公式の立法手続き、すなわち欧州委員会が発議し、理事会が国家間交渉を行い、欧州議会が修正するといった手続きに従って指令や規則が合意された時である。その際、EUの諸機構はそれぞれ独自の目標を持ってこの過程に係わる。これら諸機構間の相互行為すなわち制度間交渉 (interinstitutional bargaining) を経て政策設定決定は行われるとされる。そして最後に、「政策形成決定 (policy-shaping decisions)」である。実際のところ、この決定はEUの政策を決定するのではない。つまりピーターソンらによれば、政策形成決定とは、より上位の政策決定において、どのような政策がそれに代わる政策に比べて受容されるか、またされえないのかを決定する過程である。具体的に言えば、「二輪自動車の域内市場を創設する指令」の場合、EU内で認可される二輪自動車に、その出力の制限を設けるべきかどうか、また制限を設けるとすればどの程度にすべきか、どの選択肢が上位の政策設定決定において合意に至りやすいかを決定するのである。政策形成決定が行われるのは、政策過程の非常に初期、もしくは公式の立法過程が始まる前である。つまり欧州委員会がどのような発議をするかにかかわる決定である。この決定は、欧州委員会と特定の政策分野の利害関係者との協議を通じて行われるとされる²⁴⁾。

以上のようなピーターソンらの決定の分類を見るとわかるように、古典的な問題を問う新機能主義と政府間主義の理論は、歴史作成決定のみに焦点をあてた議論であったといえる。実際、上述したように、政府間主義の現代版であるモラフチクのリベラル政府間主義が分析を行ったのも、欧州統合における五つの「主要な決定」すなわち歴史作成決定であった。しかし、現実にもそこにあるユーロ・ポリティとしてのEUが行う決定の大半は、歴史作成決

定ではなく、それ以外の決定なのである。したがって比較政治学的な視点からの研究は、ひとまず超国家でも通常の国際機構でもないユーロ・ポリティを所与とし、歴史作成決定ではなく、EUの決定のほとんどを占めるそれ以外の決定が行われる複雑な政策決定過程の解明が必要であると主張するのである。

このような観点から国際政治学的なEU研究をもっとも痛烈に批判したのが、ヒックス(S. Hicks)である。ヒックスにとつてEUの「政治システムは、部分的に形成された、特異な(*sui generis*)ものであるが、そこにおける政治は本来的に他の民主的システムにおいて政府がおこなっていることと変わらない」ものである。したがって「他のすべての近代的ポリティにおけるのと同じように、EUの『政治』は、代表と参加の問題、資源の配分と割り当ての問題、また政治的・行政的効率性の問題によって特徴づけられる」とされる。そして、「このような問題についての政治的な『入力(induit)』と『出力(indino)』の間の連関を研究する際、通常は『比較政治学』の言説が使われることになる」と指摘する。それにもかかわらず、伝統的なEUの研究においては、国際政治学の言説が使われてきたのである。ヒックスは、国際政治理論は、EU内部の政治の分析については限定的にしか適用できないことを指摘する。なぜなら、国際政治学の視点からは、EUにおける対立を基本的に「二次元的」にしか見ることができないからである。すなわち、諸アクターがさらなる超国家的統合を支持するのか、もしくはそれに反対するのかという次元である。新機能主義が、社会集団や官僚といった非国家的アクターや欧州委員会のような超国家的アクターを重視したのは、それが統合をさらに拡大させるスピル・オーバーを引き起こす原動力となるという理由からであった。政府間主義は、その逆に、いかに国家によつて統合が留められるかについて論じた。したがってヒックスの指摘するとおり、両者とも欧州統合における対立を「二次元的」に見ていた。しかしヒックスは、EUの政治的な実体が発達するにしたがつて、例えば、諸資源の割り当てや配分という問題に関する対立が生じてきたことを指

摘する。それらの社会・経済的問題に関して、「政治的な対抗は根本的に異なる次元で行われる」。それは比較政治学においては、例えば、「右・左」という次元でとらえることができる。しかし国際政治学は、このようなEUの「政治」を分析することはできない。つまり、統合がさらに進むのか進まないのかという過程としての「統合」についてならば、国際政治学における「一次元的」な対立軸だけからでも分析しうるが、それ以外の対立軸が関係するEUの「政治」について国際政治学は無力であるとするのである。それに対して、比較政治学は、「政治的な入力と出力の関係やEUの諸制度間の関係といった全般的な問題から、地域的・機能的利益集団の代表や投票手続きの選択のといった特定の問題まで、EUの「政治」のほとんどを分析することができる」。以上のように、ヒックスは比較政治学的なアプローチの有効性を指摘するのである。²¹

このようなヒックスの指摘は、国際政治学の射程を過小評価しすぎているとして批判を受けた。²² しかし、ここで重要なのは、こうした議論を経て、EUに関して問うべきは、「なぜ、どのようにに統合が進展するのか」という問題だけではないという認識がEU研究者の間で共有されるようになったことである。超国家でも国際機構でもないユーロ・ポリテイの登場という現実のなかで、もはや「統合過程」の問題は多くの問題のひとつに過ぎなくなった。こうして、研究者の関心は「EUのガバナンスはどのように行われているのか」という新しい問題へと移行していったのである。これがいわゆる「ガバナンス・ターン」といわれる、EUの研究動向の変化である。

註

- (1) 例えば、ミトラニー (D. Mitrany) の「機能主義 (Functionalism)」や、ドイッチュ (K. W. Deutsch) の「交流主義 (transactionalism)」をあげるべきである。D. Mitrany, "The Prospect of Integration: Federal or Functional?", *Journal of Common Market Studies*,

- Vol.4, No.2, 1965, pp. 119-149; K. W. Deutsch et al., *Political Community and the North Atlantic Area: International Organization in the Light of Historical Experience* (Princeton: Princeton University Press, 1957).
- (2) E. B. Haas, *Beyond the Nation State: Functionalism and International Organization* (Stanford: Stanford University Press, 1964); *The Uniting of Europe: Political, Social, and Economic Forces, 1950-1957* (Stanford, CA.: Stanford University Press, 1968), 2nd edn.; L. N. Lindberg, *The Political Dynamics of European Economic Integration* (London: Oxford University Press, 1958). さらに詳しくは解説を以下の拙稿「EU統合とガバナンスに関する一考察（一）：グローバル経済からの構造的制約」を参照されたい。
- (3) P. J. Katzenstein, R. O. Keohane and S. D. Krasner, 'International Organization and the Study of World Politics', *International Organization*, Vol. 52, No.4, 1998, pp. 645-685.
- (4) S. Hoffmann, 'Obstinate or Obsolete? The Fate of the Nation State and the Case of Western Europe', *Daedalus*, Vol.95, No.3, 1966, pp. 862-915.
- (5) E. B. Haas, *The Obsolescence of Regional Integration Theory* (Berkeley: Institute of International Studies, 1976).
- (6) C. Webb, 'Theoretical Prospects and Problems', in H. Wallace, W. Wallace and C. Webb (eds.), *Policy Making in the European Community* (Chichester: John Wiley and Sons, 1983), 2nd edn., pp. 1-41.
- (7) K. N. Waltz, *Theory of International Politics* (New York: McGraw Hill, 1979), pp. 70-71. ただし近年におけるネオリアリストの欧州統合論として、EU内部において弱い立場にある国家が「発言機会(voice opportunities)」を効果的に協力的な取り決めのなかに含まれるよう行動している点を指摘しているタリエロ(J. M. Grieco)の研究がある。J. M. Grieco, 'State Interests and Institutional Rule Trajectories: A Neorealist Reinterpretation of the Maastricht Treaty and European Economic and Monetary Union', in B. Frankel (ed.), *Realism: Restatements and Renewal* (London: Frank Cass, 1996), pp. 262-305. またメルワード(A. S. Milward)は、戦後の欧州統合を「戦後の国民国家建設の不可欠の一部」であったとして、「国民国家の救済」としての欧州統合像を示した。そこでは統合とい

う国際的枠組みは、国民国家がその救済という目標を達成するため、もう一つの相互依存の枠組みとの間で選択する手段に過ぎなからなければならない。A. S. Milward, *The European Rescue of the Nation-State* (London: Routledge, 1992); A. S. Milward and V. Sørensen, 'Interdependence or integration? A National Choice', in A. S. Milward et al. (eds.), *The Frontier of National Sovereignty: History and Theory 1945-1992* (London: Routledge, 1993), pp. 1-32.

- (8) 鴨武彦「国際統合・統合理論の修正と課題」坂本義和編『世界政治の構造変動? 国家』(岩波書店、一九九五年)、一〇五頁。
- (9) M. Jachtenfuchs, 'The Governance Approach to European Integration', *Journal of Common Market Studies*, Vol.39, No.2, 2001, pp. 245-264.
- (10) S. George, *Politics and Policy in the European Union* (Oxford: Oxford University Press, 1996).
- (11) J. Tranholm-Mikkelsen, 'Neo-functionalism: Obsolete or Obsolete? A Reappraisal in the Light of the New Dynamism of the EC', *Millennium*, Vol.20, 1991, pp. 1-22.
- (12) A. Moravcsik, *The Choice for Europe: Social Purpose and State Power from Maastricht to Maastricht* (Ithaca: Cornell University Press, 1998), p. 2.
- (13) A. Moravcsik, 'Preference and Power in the European Community: A Liberal Intergovernmental Approach', *Journal of Common Market Studies*, Vol.31, No.4, 1993, pp. 473-524; A. Moravcsik, 'Liberal Intergovernmentalism and Integration: A Rejoinder', *Journal of Common Market Studies*, Vol.33, No.4, 1995, pp. 611-628; Moravcsik, *The Choice for Europe*. さらに詳しい解説は、以下の拙稿「EU統合とガバナンスに関する一考察(一)：グローバル経済からの構造的制約」を参照されたい。
- (14) M. A. Pollack, 'International Relations: Theory and European Integration', *Journal of Common Market Studies*, Vol.39, No.2, 2001, pp. 221-244.

- (15) S. D. Krasner (ed.), *International Regimes* (Ithaca: Cornell University Press, 1983); R. O. Keohane, *After Hegemony: Cooperation and Discord in the World Political Economy* (Princeton: Princeton University Press, 1984); 石黒馨・小林誠訳『覇権後の政治経済学』（見洋書房、一九九八年）; R. O. Keohane, 'Neoliberal Institutionalism: A Perspective on World Politics', in R. O. Keohane, *International Institutions and State Power: Essays in International Relations Theory* (Boulder: Westview, 1989), pp. 1-20; Katzenstein, et al., '*International Organization and the Study of World Politics*'.
- (16) B. Rosamond, *Theories of European Integration* (London: Macmillan, 2000), pp. 105-109; Jachtenfuchs, 'The Governance Approach to European Integration'.
- (17) ガバナンスという概念は、特に九〇年代になって、EUのような地域統合だけでなく、企業、地方自治、国家、グローバルのさまざまなレベルの政治に関して使われるようになった概念である。山本吉宣が指摘しているように、その概念が出てきた理由は、「それらのさまざまなレベルで、既存のシステムがうまく作動しなくなること、あるいはその作動が、既存の概念（たとえば、政府、さらにはレジーム）では捉えきれなくなったこと」によるといえるだろう。山本吉宣「安全保障・グローバル・ガヴァナンスの境界領域」渡辺昭夫・土山實男『グローバル・ガヴァナンス：政府なき秩序の模索』（東京大学出版会、二〇〇一年）、二二〇頁。EU研究においては、後述する実際のそれとわかるように、ガバナンスは、政府（government）より広い概念として使われ、また活動のパターン、もしくは機能的な面から考えられる場合が多いといえる。例えば、「パワーや暴力を直接的に使うのではなく、信頼できる永続的な手段もしくは制度を通じて社会関係や対立の意図的な規制」や、もっと単純に「共同的に拘束力をもった決定を行う能力」、また「政府という公式の制度のあるなしにかかわらずない権威の行使」と定義されている。Jachtenfuchs, 'The Governance Approach to European Integration', p. 246; Rosamond, *Theories of European Integration*, p. 109. また、より一般的なガバナンス概念とその多義性については、以下を参照されたい。R. A. W. Rhodes, 'The New Governance: Governing without Government', *Political Studies*, Vol. 44, No. 4, 1996, pp. 652-667. 以下に以下『International Social Science Journal』誌

- のガバナンス特集号もこの概念を考察する上で参考になる。*International Social Science Journal*, Vol. 155, 1998.
- (18) Rosamond, *Theories of European Integration*, pp. 105-129.
- (19) *Ibid.*
- (20) J. Peterson and E. Bomberg, *Decision-making in the European Union* (New York: St. Martin's Press, 1999); J. Peterson, 'Decision-making in the European Union: Toward a Framework for Analysis', *Journal of European Public Policy*, Vol. 2, No. 1, 1995, pp. 69-93.
- (21) S. Hix, 'The Study of the European Community: The Challenge to Comparative Politics', *West European Politics*, Vol. 17, No. 1, 1994, pp. 1-30; S. Hix, 'CP, IR and the EU: A Rejoinder to Hurrell and Menon', *West European Politics*, Vol. 19, No. 4, 1996, pp. 802-804.
- (22) A. Hurrell and A. Menon, 'Politics Like Any Other?: Comparative Politics, International Relations and the Study of the EU', *West European Politics*, Vol. 19, No. 2, 1996, pp. 386-402.

第二章 ガバナンス・アプローチ

一 マルチ・レベル・ガバナンス

以下では、「ガバナンス・ターン」を経て新たに登場してきたEUのガバナンスへの諸アプローチ（以下では便宜上「ガバナンス・アプローチ」とする）を、以前の古典的な理論と比較しつつ整理することにする。しかし、九〇年代に登場してきた「ガバナンス・アプローチ」を網羅的に整理することは現時点ではまだ難しい。以前のよう

に、「なぜ、またはどのように統合が進展するのか」という単一の問題についてのみ論争が行われている状況ならば、超国家主義と政府間主義という二項対立に単純に要約することもできた。しかし、「EUのガバナンスはどのようにおこなわれているのか」という問題は、EUが行うひとつひとつの政策を取り上げ、その政治過程を分析する政策志向の研究を増大させた。それらの研究は、おそらくどの国家よりも複雑なEUの政策決定過程を扱わなければならず、それぞれが一つの事例の深部にまではいりこみ、事例研究の分散という状況が招かれた。現時点では、このような事例研究の蓄積が行われている過程にあり、それらの研究を包括的に総合する枠組みはないといってしまうだろう。

ただ一つ指摘できるのは、比較政治学的な観点から「ガバナンス・ターン」が起こったといっても、ガバナンス・アプローチの多くは、ユーロ・ポリティを通常の国家における政治システムとまったく同じに扱っているわけではないということである。つまり、ユーロ・ポリティは、単なる国際機構でもなく、また国家でもないその中間にある何かであるという認識である。この、一言ではとらえようのないユーロ・ポリティのガバナンスの複雑さをあらわすひとつのメタファーが「マルチ・レベル・ガバナンス (multi-level governance)」である。

例えば、マークス (G. Marks) らは、ユーロ・ポリティは、域内市場計画がスタートした八〇年代以降、そのガバナンスのシステムにおけるUターンを経験し、新たに「マルチ・レベル・ガバナンス」のシステムが登場したと主張する。その議論の特徴は以下のように整理できるだろう。第一に、マルチ・レベル・ガバナンスとは、政策決定能力が、構成国政府によって独占されているのではなく、さまざまなレベルの「政府」によって共有されているシステムを言う。第二に、そのさまざまなレベルにおける政治的諸アクターは、それぞれのレベルを超えて相互行為している。第三に、ガバナンスのパターンは、政策分野ごとに多様である。要するに、このマルチ・レベル・ガバ

ナンスというメタファーは、ユーロ・ポリテイのガバナンスの複雑性、流動性、予測不可能性、アクターの多様性を強調し、それをトータルに説明することの困難さを指摘しているといえる。

このマルチ・レベル・ガバナンスに示される政策決定能力のマルチ・レベル化という観点から行われた多くの研究が、諸政策の「欧州化 (Europeanization)」についての研究や、「規制国家」としてのEUの研究である。

「欧州化」についての研究は、まずそれまで各構成国レベルで決定され実行されていた政策が、どの程度欧州レベルの決定に従って行われるようになり、またその欧州化によってガバナンスの問題解決能力、つまり政策の有効性がどの程度影響を受けたかという研究がある。この問題関心から、多くの政策の欧州化についての実証分析が政策分野および時期ごとに細かく進められた。それらの研究から描き出されるのは、政策決定能力が欧州レベルと構成国レベル、さらに国家の下位のレベルである地方レベルで共有されており、その共有による政策の有効性は、政策分野ごとに多様であり、また流動的であるという状況であった。ここで政策決定能力の共有とは、ある特定の政策を行う際、欧州レベル、国家レベル、地方レベルのうち、一つのレベルにおける「政府」の決定のみではそれが行いえず、二つ以上のレベルでの決定が必要とされる場合が非常に多いということである。また新機能主義的な立場から予測されたような、決定能力の欧州レベルへの継続的な移行といった現象も見られず、欧州レベルのみで決定される政策分野も限定されたものであった。つまり、マルチ・レベル・ガバナンスに示されるとおり、ユーロ・ポリテイのガバナンスの特徴は複雑性と流動性であり、それを包括的に理論化することが現時点では困難であるということがここでも確認されることになったのである。

また、さらに政策の「欧州化」によって構成国の国内の政治過程、政策にどのような影響が及ぼされたかについての研究がある。この問題への関心は、域内市場計画、マーストリヒト条約を経て、構成国の議会における過半数

の立法がEU法の「翻訳」に過ぎなくなり、どの構成国の政治や政策を分析する場合にもEUにおける政治や政策を分析しなければそれらを正確に理解することができないという、否定できない現実によって喚起された関心であるといえよう。この問題については、構成国ごとに、後述する新制度論 (new institutionalism) の方法論によって、欧州レベルの制度がもつ構成国レベルのアクターの戦略や理念及びアイデンティティーへの影響が分析された。それらの諸研究において示されるのは、「欧州化」の影響が構成国ごと、分野ごとに異なって現れているかという点であった。

また、欧州レベルで行われる政策の内容について、そこに特定の傾向を見出しているのが、マジヨン (G. Majone) である。マジヨンは、EUを国家の政策形成機能という点から理解して、「規制国家 (regulatory state)」の一例であると指摘する。彼によれば、経済政策に関して国家は通常三つの機能を果たしている。すなわち規制 (regulation)、再配分 (redistribution) および安定化 (stabilization) である。そのうち、規制という機能をもつとも欧州レベルで発達しやすく、また実際に発達しているという点を表すために、この「規制国家」というメタファーが用いられているのである。そして、他の機能が十分に発達せず、この規制という機能だけに特化しているという点が、EUを他の例えばアメリカのような連邦国家と区別する最大の特徴であるとする。

EUのガバナンスが「規制国家」という特徴を持つようになった理由は、まず規制がもつともコストをかけずに政策形成をする方法だからである。EUは通常の国家と比較して、その予算が圧倒的に少ない。したがって、例えば、公的機関の大規模な財政的コミットメントを必要とする再配分という政策を行うのは難しい。それに対して規制に伴うコストは、規制を行う公的機関でなく、規制される側の負担になる。ゆえに欧州委員会は、特にこの規制という機能に特化しようとする誘引に傾くことになる。また、もう一つの理由は、欧州市場を維持、発展させるに

は一定の規制が必要であることを、構成国もその他の企業や利益集団も認めているからである。域内市場を完成させるという最終的な目的を達成するためには、市場が自動的に形成・維持されるわけでない以上、一定の規制を必要とする。また域内市場の規制には、それに関する高度な専門知識を必要とし、さらにそれを効率的に行うには特定の政治的圧力から独立した存在であることが必要と考えられる。こうして規制を受ける側からも、域内市場に関する詳細な情報を持ち、また特定の政治的圧力から独立した欧州委員会が規制を行うよう求められるのである。以上がマジヨンの指摘する「規制国家」としてのEUというEUのガバナンスの一側面である。

政策決定能力の「欧州化」と「規制国家」に関するこれらの議論について重要な点は、それが「政策の欧州化がさらに進むかどうか」という問題にはもはやとらわれておらず、「現段階でどの程度欧州化が進んでいるのか、それによってガバナンスの問題解決能力がどう影響されたか」、「欧州化によって構成国レベルの政治過程及び政策はどのように影響されたか」、また「欧州レベルで行われる政策はどのような傾向を持つのか」といった諸点がまず意識されていることである。換言すれば、統合がどのように進むかではなく、統合が進んだ結果、何が起こったのかが問題とされているのである。さらに、マジヨンは、規制という機能のみが欧州レベルで発達している状況を「規制国家」と表現することで、EUを他の例えば米国との比較のなかでとらえることを可能にしているが、この比較も、「EUが他の連邦国家にどれだけ近づいたか」ではなく、「両者が機能的にどのように違い、それによってどのような影響があるのか」を焦点にした比較なのである。

このような政策決定能力のマルチ・レベル化についての研究に加え、欧州レベルでの政策決定に参加するアクターの多様化、参加の様式についての研究も数多くなされている。

例えば、前節で参照したEUにおける決定の分類を行ったピーターソンとボンバーゲは、特に政策過程の初期に

行われる「政策形成決定」への参加について、非公式の「政策ネットワーク (policy network)」の存在を重視する。ここで政策ネットワークとは、「政府と利益集団の諸利益とを仲介 (mediation) する場」と定義される。「ネットワーク」とは、「多様な組織を代表するアクターの集合が、互いに相互行為し、情報と資源を共有していること」を意味する。また「仲介」とは「ネットワークが、通常は相異なる諸利益間の調和、和解、妥協を促すということ」を意味している。このように定義される政策ネットワークには、政治的アクターだけでなくさまざまなアクターが参加し、ここでは諸アクターは情報、専門知識、正当性といった希少な資源をめぐって依存しあっているとされるのである。⁹¹⁾

ピーターソンらによれば、EUはこの非公式の政策ネットワークが発展しやすいいくつかの特長を持つ。例えば、欧州委員会と政策の利害関係者間の協議を適切に運営する公式の制度がないことや、その政策決定過程へのアクセスのルールが明確でないことである。EUにおいては、政策ネットワークは特定の政策部門ごとに成立しており、専門知識をとりまとめ、上位の決定を行う政治的決定者に受容されうる政策のオプションを用意する。このネットワークにおいて、諸アクターは、情報や専門知識などの希少な資源をめぐって依存しあっている。したがって諸アクターは資源を共有し、当該部門全体の利益においてどのような政策を形成するかについて情報や専門知識を交換し、合意を形成する。つまりここでは、資源交換 (resource exchange) という様式の交渉を経て決定がなされるというのである。

この政策ネットワークは、「政策共同体 (policy community)」を一方の極とし、「イシュー・ネットワーク (issue network)」を他方の極として、その間でさまざまな形態をとるとされる。「政策共同体」は、メンバーが比較的固定され、外部からの圧力は最小限の影響しか与え得ず、また参加するアクター間が資源を高度に依存しあっている政

策ネットワークである。また、「イシュー・ネットワーク」はメンバーが比較的流動的で、外部からの圧力に影響されやすく、参加するアクター間の相互依存度が低い政策ネットワークである。ピーターソンらによれば、構成国レベルでは、緊密に統合された「政策共同体」が政策アジェンダへのアクセスを厳密に支配している場合が多い。それに対して欧州レベルの政策ネットワークは、メンバーもイシューごとに入れ替わり、外部からの圧力にも影響されやすく、「イシュー・ネットワーク」に比較的近いものである。したがってEUの政策ネットワークは、部門ごとに流動的なメンバーで構成されることが多いとされる。また対抗する部門ごとのネットワークが、EUの政策アジェンダをコントロールしようと競合している点も指摘されるのである。

この「政策ネットワーク」という概念は、それ以前の多様なアクターの政治過程への参加のパターンとして指摘されてきた多元主義とネオ・コーポラティズムの中間にある概念と考えることができる。欧州レベルの政治過程への参加は、完全な多元主義のパターンではなく、またメンバーが固定されたネオ・コーポラティズムでもない、その中間にある「政策ネットワーク」を通じて行われるということである¹⁰⁾。

さて、ここでもまた指摘できるのは、このようなアクターの参加が、どのアクターがさらなる統合を支持するのか、もしくは反対するのかという問題として「一次的」にはとらえられていないということである。多様な利害をそれぞれにもったアクターが政策決定にどのように参加するのか、またその参加のパターンはどのようなものか、が問われるのである。したがって、ピーターソンらの研究は、特に新機能主義が言うところの統合の将来を決定する「歴史作成決定」に直接影響を与えるアクターの参加の問題ではなく、むしろメゾレベルの「政策形成決定」への参加のパターンとして政策ネットワークの機能を指摘するのである。さらに、「欧州化」についての研究と同じように、「政策ネットワーク」への視点は、他のポリティ、例えば国家における政治的参加と欧州レベルでの政治的

参加の比較を可能にしている。この比較は、「EUが国家にどれだけ近づいたか」という意味での比較ではなく、「EUにおける参加と、国家における参加がどのように違い、それによって政治的結果にどのような影響がでるか」という意味での比較なのである。

二 新制度論のEU研究

「ガバナンス・ターン」以後の新しい研究として、さらにユーロ・ポリテイのガバナンスに参加するアクターと欧州レベルで発達した諸制度の関係、またEUの諸制度間の関係についての研究がある。この問題については、八〇年代に比較政治学の分野で勃興した「新制度論 (new institutionalism)」がEUの分析に応用され、非常に多くの研究が行われた。マーチとオルセン (J. G. March and J. P. Olsen) によって提唱されたこの新制度論は、その後多様な展開を見せ、さまざまなバリエーションがその内部に登場してきた。¹¹⁾ 新制度論内部のバリエーションの分類として、おそらくEU統合研究のなかでもっとも参照されているのがホールとテイラー (P. A. Hall and R. C. R. Taylor) の分類である。¹²⁾ 本稿においても、このホールとテイラーの分類にしたがって「新制度論」のEU研究を整理する。

ホールとテイラーは、新制度論を三つの立場に分類している。三つ立場とは、合理的選択制度論 (rational choice institutionalism)、社会学的制度論 (sociological institutionalism)、歴史的制度論 (historical institutionalism) である。¹³⁾ の三つの立場のいずれもが、EU研究において採用されているといっていだらう。

新制度論は、比較政治学の分野で六〇年代から七〇年代にかけて隆盛を誇った行動論的なパスpekティブに対抗する形で発達してきた。制度論内部の三つの立場に共通するのは、社会生活におけるアクターの行動に他の要因

に還元できない独自の影響を与えるという意味で「制度が重要である (institutions matter)」という想定である。ただし三つの立場は、結局のところ、個人の行動に制度がどのような影響を与えるのかという判断において異なっているのである。

合理的選択制度論は「アクターが固定的な一揃いの選好を持ち、それらの選好の達成を最大化するように完全に道具的に行動し、その際、徹底的な計算を前提とする高度に戦略的な方法をとる」と想定する。そして、政治を、連続する「集合行為のジレンマ」と見る。合理的選択制度論においては、このような「集合行為のジレンマ」を解消するには、他者の相補的な行動を保証する制度が必要であると考えられているのである。¹³⁾

このような合理的選択制度論からのEU研究は、特に構成国と欧州諸制度との関係、さらに欧州委員会、欧州議会 (EP)、欧州司法裁判所 (ECJ) 閣僚理事会といったアクターとしての諸制度間の関係について多くの分析を行っている。それら合理的選択制度論からのEU研究を、ポラック (M. A. Pollack) は以下のように整理している。第一に、比較的初期に行われたEUの司法手続きとECJの独立性についての問題を扱うもの。第二に、委員会を中心とした欧州諸機構への権力の委譲と、それらの代理行為 (agency) やアジェンダ設定能力についての研究。そして第三に、閣僚理事会における構成国間の相対的な投票能力や、委員会などのアジェンダ設定能力を組み込んだEUの立法過程のモデル化を試みる研究である。¹⁴⁾

このようにさまざまな問題を扱う合理的選択制度論からのEU研究のなかで代表的なものが、ツェベリスとギャレット (G. Tsebelis and G. Garrett) の研究と、上記の分類を行ったポラックの研究である。

ツェベリスとギャレットは、ローマ条約 (一九五八年) 以降の、単一欧州議定書 (一九八七年)、マーストリヒト条約 (一九九三年)、アムステルダム条約 (一九九九年) それぞれのものにおける、閣僚理事会、欧州委員会、EP、

ECJの間の関係について分析している。その際、重視するのが政策決定過程における公式のルールとしての「制度」である。彼らは、制度は、「活動の順序、諸アクターの行い選択、またそれらがコントロールする情報を決定する」とする。そうすることで制度は、「諸アクターの戦略に影響を与え、それによってアクターの相互行為の結果に影響を及ぼす」とされるのである。したがって、閣僚理事会、欧州委員会、EP、ECJというアクター間の関係を分析する際は、政策決定過程における公式のルールが、それらの関係にいかに関与を及ぼしているかが注目される。

上記の四つの条約は、欧州レベルでの立法について、それぞれ異なるルールを定めた。ツェベリスとギャレットは、四つの条約においてそのように異なる立法ルールが設定されたことを重視する。それによって条約ごとにEUにおける公式のルールからなる「立法レジーム (legislative regime)」が、まったく異なるものになったからである。そして、この変化が、EU立法にかかわる諸アクター間のパワー・バランスの変化をもたらし、それによって、「民主主義の赤字」といわれる状況を改善する欧州議会の権限の強化という政治的結果をもたらされたとするのである。言い換えれば、「民主主義の赤字」の改善というより良い結果は、諸アクターの合理的な行為だけでは説明できず、公式のルールという制度の役割が重要であることを指摘したのである。¹⁵

またポラックは、構成国から制度としての欧州諸機構への権限の委譲を「本人・代理人モデル (principal-agent model)」のなかでとらえ、代理人である欧州諸機構が、どのような条件のもとで本人である構成国から自立的にEUのガバナンスに影響を与えるのかについて分析している。つまり、ポラックにとつては、「制度」には、公式のルールだけでなく、まさにアクターとして行動している欧州諸機構も含まれる。つまり、ポラックは、合理的なアクターとして構成国政府を想定し、その合理的な国家が独自の選好をもつ「制度」としての欧州諸機構によってど

のように制約を受け、またその「制度」としての欧州諸機構の行為が政治的結果に独自の影響を与えうる条件について指摘したのである。¹⁶⁾

以上のように、合理的選択制度論は、EUにおける政治的結果が、単に構成国の選好のみから説明できず、制度の役割が重要であることについて指摘した。この制度の役割の重視は、もともと政府間主義が有する国家中心主義に対する批判として行われた主張であった。すなわち合理的選択制度論者は、政府間主義を合理的な構成国政府の行為からすべての政治的な結果を説明しようとする議論としてとらえ、それに対して制度の重要性を指摘したのである。しかしながら、ここで一つ指摘できるのは、合理的選択制度論が国際政治学におけるネオリベラル制度論の議論と多くの部分を共有しているということである。特に合理的なアクターが「集合行為のジレンマ」を回避するために制度を利用する、という両者の基本的な想定はほぼ同じといつてよいだろう。では両者の相違点はどこにあるのだろうか。ネオリベラル制度論からのEU統合研究として、すでにモラフチクのリベラル政府間主義を紹介した。モラフチクは、合理的な構成国政府がいかに欧州諸制度を創設するかに焦点をおいて分析を行った。つまり、欧州諸制度を従属変数として扱っている。それに対して、合理的選択制度論においては、合理的な構成国政府によって創設された諸制度が、どのように諸アクターの行動に影響を与えるかに焦点をあてて分析を行っている。つまり、欧州諸制度は独立変数として扱われているのである。したがって、両者の相違点は、欧州諸制度を従属変数としてみるか、独立変数としてみるかという違いにあるといえるだろう。この相違点が、両者が具体的に分析を行う対象の相違をもたらしているのである。すなわち、リベラル政府間主義では、制度の選択を行う「歴史作成決定」が分析され、合理的選択制度論では、既存の諸制度が公式の立法行際の「政策設定決定」が主に分析される。しかしながら、この相違点は、特定の政治現象を説明する際の分析視覚の本質的な相違とはいえないだろう。両者

は、本質的に異なる分析視覚からEUを分析しているのではなく、ほぼ同じ分析視角からEUの異なる側面を分析しているだけであり、むしろ補完的な関係にあると考えてよいだろう。実際、ツェベリスとギャレットの研究においても、ポラックの研究においても、欧州諸制度が創設される当初の選択においては、リベラル政府間主義とまったく同じように、合理的な構成国政府による周到な計算にもとづいた選択がなされるという想定がなされている。ただその後の欧州レベルで生み出される政治的結果が、構成国政府の嗜好のみからは説明できず、制度が重要な役割を果たすことを指摘するのである。またモラフチクも、条約改正という「主要な決定」以外の日々の立法過程においては、欧州諸制度や欧州委員会をはじめとする国家以外のアクターの関与を認めているのである。したがって、ポラックも指摘しているように、この両者は「合理主義」という、より広い分析枠組みのなかの一端をそれぞれ担っているといえるだろう。¹⁷そしてこのような「合理主義」の枠組みに本質的に対抗しているのが、次に見る社会学的制度論である。

社会学的制度論においては、合理的選択制度論が指摘したような、制度が個人の戦略的な計算に与える影響だけでなく、「もつとも基本的な嗜好やアイデンティティーそのもの」に与える影響が指摘される。これは、アクターの嗜好が制度に対して外生的に与えられるという前提に立つ合理的選択制度論とはまったく異なり、社会学的制度論においてはアクターの嗜好そのものが制度によって内生的に与えられるととらえられていることを示している。¹⁸

この比較政治学における社会学的制度論の考え方は、国際政治学において九〇年代に社会学的な分析視角を導入することで発達してきた「構成主義（constructivism）」、もしくは「社会的構成主義（social constructivism）」の考え方と同じといえるだろう。ネオリアリズムとネオリベラリズムという合理主義的国際政治理論に対抗する形で登場してきた構成主義が主張したのは、理念的、規範的構造が、行為者と、その行為者の嗜好とアイデンティティーを構

成しているということであった。ここでいう理念的、規範的構造が、まさに社会学的制度論のいう「制度」であると考えてよいだろう。³⁰⁾

このような構成主義、もしくは社会学制の制度論の立場に立つ研究者は、EUの諸制度が、欧州における諸個人や構成国政府の行動だけでなく、そのアイデンティティーや選好をいかに構成し、それが政治的結果にいかに影響を及ぼしているかについて研究を行っている。³¹⁾

構成主義からのEU研究の現時点でのひとつの特徴は、それ以外の立場からの研究を否定するというより、むしろそれらを補完するという目的で行われている場合が多いことである。例えば、チェツケル(U. T. Checkel)は、EUの政治において制度が果たす役割に焦点をあてる合理的選択制度論、歴史的制度論などの特徴をまとめた上で、統合にはそれらの理論によって説明されるべきさまざまな状況や側面があることを認める。しかしながら、それらの「統合研究における支配的な制度論は、利益形成、アイデンティティー形成の役割を強調する、より社会学的な制度の理解によって補完される必要がある」と指摘する。なぜなら、ヨーロッパにおける「多くの相互行為には、学習(learning)と社会化(socialization)のダイナミクスが含まれており、ここでは諸個人や諸国家の行動は、ある種の適切な論理によって統御されているからである」。この「適切さの論理」が、社会学的制度論においてはまさに「制度」である。しかし、現在の多くのEU研究は、制度をせいぜい「介在的な変数」としか見ていない。そこで見落とされているのは、「欧州諸制度が、相互行為を通じて、構成国やその内部の諸集団のアイデンティティーや利益をどのように構成するか」という問題である。したがって、この問題についての理論的な補完が社会学的制度論によってなされるべきとするのである。そこからチェツケルは、欧州レベルでの「学習」と「社会化」によって利益や選好が形成される過程について、さらにより非公式な規範が欧州レベルで発達し、それが広く拡散し受容さ

れていくメカニズムについて分析を行っている。²¹⁾

以上に紹介した構成主義からのEU研究が、EUのガバナンスにおいて特定の政治的結果をもたらした決定に対して影響を及ぼした諸要因の一つとして、アイデンティティ、理念、適切さの論理といった新しい要因を指摘したことは大きな業績といえるだろう。ただし、社会学的制度論自体、EU研究に応用されて日が浅いため、今後さらなる発展の余地がある。したがって、現時点では、EU研究においては他のアプローチの補完を目的とする議論が多いのである。しかしながら、存在論レベルで特に合理的選択制度論とはまったく相反する想定に立つこれらの研究からは、今後さらにラディカルな研究が登場してくる可能性があるように思える。

さてここまで、合理的選択制度論と社会学的制度論を見てきたが、最後に紹介するのが歴史的制度論である。ここまで見てきたように、制度と行為の関係については、合理的選択制度論は、いわゆる「計算アプローチ」を採用する理論であった。また社会学的制度論においては、いわゆる「文化的アプローチ」が採用された。それらに対して、歴史的制度論は「計算アプローチ」と「文化的アプローチ」を折衷的に採用する。つまり、多くの歴史的制度論者は、制度は短期的にはアクターの合理的な戦略に影響を与えるのみであるが、その制度によって影響された戦略が、時間を経ることで世界観へと発達すると見る。その世界観が公的な組織によって広められ、究極的には諸アクターの自己イメージや基本的な嗜好を形成するとされるのである。²²⁾

このような歴史的制度論からのEU研究は、「経路依存性 (path dependency)」²³⁾に示されるような歴史的展開に焦点をあてつつ、欧州諸制度の役割について「計算アプローチ」と「文化的アプローチ」の間で幅をもった研究を行っている。

例えば、ピアソン (P. Pierson) は、「諸アクターは当初、強い立場に立ち、自らの利益を最大化しようとする」と

して、当初の段階におけるアクター、ここでは構成国の目的合理性を認める。また当初の段階ではアクターに選好が外生的に与えられている。これらはずまり合理的選択制度論と同じ立場である。ただし、そのように外生的に利益を得た構成国が、本来は目的合理的であるにもかかわらず、「予期せぬ、望まぬ方向、もしくはそのどちらかへと自らの立場を根本的に転換してしまう制度や政策の改革をする」と指摘する。²⁴⁾つまり、自らの利益を最大化しようとする構成国政府が行う制度や政策の改革が、意図せざる結果を招いてしまうということである。このような意図せざる結果に着目するピアソンの研究は、合理的選択制度論の特徴である「機能主義」の批判に焦点をあてて進められる。「機能主義」とは、アクターが完全情報を持つという想定に立ち、既存の制度の果たす機能から、当初制度を設計したアクターの選好を説明できるという見方である。これを逆にいえば、既存の制度は、アクターの選好を忠実に反映しているということになる。ピアソンは、この合理的選択制度論の「機能主義」が、「経路依存性」などに示される歴史的展開によってもたらされる「意図せざる結果」によって覆されることを指摘する。つまり、彼は、当初の段階における合理的な構成国による国家間交渉の優位を認めつつも、その決定によって生み出された制度や政策が、政策過程を経ることで当初の構成国政府の思惑と異なる機能を果たすようになり、またその決定そのものが後に構成国政府に対する制約を生み出す、という論理を示したのである。²⁵⁾

ただしピアソンの研究は、合理的選択制度論の特徴である「機能主義」を批判することが目的とされているが、当初のアクターの選好が制度に対して外生的に与えられると考えている点など、むしろ合理的選択制度論に同調する部分が多い。つまり制度の持つ影響力は、合理的なアクターへの制約とだけとらえられている。それに対して、制度の持つ影響力の理念的・規範的な側面を強調するのがアームストロングとブルマー (K. Armstrong and S. Bulmer) である。

アームストロングとブルマーは、ピアソンが指摘した歴史的展開によってもたらされる制度のもつ構成国への影響以外に、制度の持つより構造的なバイアスについても重視する。つまり、彼らにとつて、制度は中立的な場ではない。諸制度の構造が、ある特定の政策を他の政策より優先させ、さらに特定のアクターを他のアクターより特権化するとされるのである。そしてそこからさらに、諸制度に埋め込まれた規範、価値、ルーティンの重要さを指摘する。つまり、マーチとオルセンによつて指摘された制度内部のアクターの行為を形成する「適切さの論理」の重要性である。例えば、域内市場計画を進展させる上では、経済的な自由主義の理念が非常に重要な役割を果たした。この理念に基づいて作成されたいわゆる「チェッキーニ報告」が、域内市場計画そのものの価値を構成し、諸アクターの目的を与えたとされるのである。²⁶

このようなアームストロングとブルマーの研究は、構成主義からのEU研究と重なり合う部分がいっそう多いといえる。これと先述したピアソンの研究を対比させた場合、歴史的展開の重視という点では共通するものの、制度のアクターへの理念的な影響という点では明らかな相違がある。つまり歴史的制度論からのEU研究は、制度によつて推し進められる歴史的展開を中心に置きながら、制度の果たす役割については、合理的選択制度論に近い見方をするものから構成主義に近い見方をするものまで幅広く研究が存在しているのである。

以上、EUにおける制度とアクターの関係を分析する新制度論のEU研究について概観した。ホールとテイラーによつて分類された三つの新制度論は、それぞれ独自の分析枠組みによつてEUのガバナンスにおける制度の重要性を説明している。以前の古典的な問題を問う国際政治学からの欧州統合理論との比較から明らかな三つの新制度論の共通点は、まずそれらが欧州諸制度を独立変数として扱う視点をもっていることである。以前の古典的な理論は、結局のところ欧州諸制度を従属変数として扱い、どのように諸制度が設立されるかについてのみ分析を行つ

た。それに対して新制度論は、そうして設立された制度がどのようにアクターに、さらには政治的結果に影響を及ぼすかについて分析しているのである。つまり、古典的な理論とはまったく異なるEUの側面を分析しているといえる。ここでもう一度簡単にまとめれば、合理的選択制度論は、外生的に利益を与えられた合理的な諸アクターが、公式のルールとしての欧州諸制度にどのように影響されるかについて、またそのことが政治的結果にどのような影響を与えるかについて分析した。また社会的制度論は、欧州諸制度が合理的アクターに対する単なる誘因としてだけでなく、アクターに選好やアイデンティティーそのものを内生的に与えることを指摘した。さらに歴史的制度論は、たとえ合理的なアクターが戦略的に行動したとしても、歴史的な展開のなかで欧州諸制度からの制約が生み出されることを指摘した。つまり三つの新制度論は、共通して欧州諸制度を独立変数として扱う視点をもちながらも、制度のアクターへの影響をそれぞれ独自にまったく異なる形で指摘している。しかしながら、それらを互いに排他的な理論ととらえるべきではないように思える。なぜならEUにおける多様な政治現象を説明する場合、これら三つの新制度論の議論は、どれも現象の一面を指摘しているといえるからである。三つの新制度論のEU研究を理論的に統合するのは現時点では困難である。しかし、ある特定の政治的結果をもたらしたEUの諸制度の影響について考える場合、研究者は、この三つの立場が指摘する制度の持つ影響の多様な側面を意識しなければならぬだろう。例えば、先述の政策の「欧州化」についての研究の中で示される欧州統合の国内の政治過程及び政策への影響については、合理的選択制度論に示される制度の影響と、社会学的制度論に示される制度の影響が混在していることが指摘されているのである。

新制度論からのEU研究についてももう一つ指摘できることは、制度の持つアクターへの影響力という問題が、なぜ制度が作られ発達していくのかという問題、すなわち制度の起源と変化の問題とセットで考えられていることで

ある。それぞれの制度の起源と変化の問題にたいする説明をまとめれば以下のようになる。合理的選択制度論は、制度の起源について基本的にリベラル政府間主義と同じ説明をする。つまり外生的に利益を与えられた合理的な国家による戦略的な計算である。また制度の変化も「機能主義」によって説明される。制度が存続するのは構成国政府が望む「機能」を制度が果たしているからであり、制度が変化するのは、その「機能」を果たしていないからである。それに対して社会的制度論においては、当初何らかの制度が所与として存在する。また欧州諸制度の変化は、単なる国家間交渉のみの結果でなく、既存の制度内部で諸アクターが相互行為することで形成される選好やアイデンティティーに沿って行われるとされる。つまり、制度と行為が相互構成的にとらえられている。また歴史的制度論においては、当初の制度は所与とされるか、ピアソンのように合理的選択制度論と同じように説明される。しかしその後の制度の変化は、歴史的に発達してくる制約のなかで行われるとされる。したがって必ずしも合理的とはいえない制度改革が行われる点が強調されるのである。

この制度の起源や変化の問題は、前述した古典的な問題、つまり「なぜ、またどのように統合が進展するのか」と内容は同じである。しかしこの問題に対する新制度論の問題意識は、以前の国際政治学の諸理論とはまったく異なる。一言でいえば、そこには統合の目的論がない。前述したように、国際政治学からのEU統合論が上述の古典的な問題に取り組んだ背景には、主権国家システムあるいは国民国家の将来といった問題意識があった。したがって統合の将来像に関する目的論を伴っていた。つまり、統合が進展することで、主権国家システムもしくは国民国家の将来に大きく影響する超国家が登場するのか、それとも統合は一定の段階までしか進まず通常の国際機構のままで留まるのか、という問題が、欧州統合を分析する背景にあった。しかしガバナンス・ターンを経た後に登場してきた新制度論にとって、制度の起源と変化は、制度とアクターの行為の関係という問題と密接にかかわる問題と

して問われるのである。それによって、新制度論は、EJの「統合」の部分だけでなく、「政治」の部分まで広く分析するための方法論として、ガバナンス・ターン以後のEU研究において広く採用される枠組みとなったのである。

註

- (1) Jachtenfuchs, 'The Governance Approach to European Integration'.
- (2) S. Hix, 'The Study of the European Union II: The 'New Governance': Agenda and Its Rival', *Journal of European Public Policy*, Vol.5, No.1, 1998, pp. 38-65.
- (3) G. Marks, L. Hooghe and K. Blank, 'European Integration from the 1980s: State-Centric v. Multi-level Governance', *Journal of Common Market Studies*, Vol.34, No.3, 1996, pp. 341-378; G. Marks, F. Nielsen, L. Ray and J. Salk, 'Competences, Cracks and Conflicts: Regional Mobilization in the European Union', in G. Marks, F. W. Scharpf, P. C. Schmitter and W. Streeck (eds.), *Governance in the European Union* (London: Sage, 1996), pp. 40-63; L. Hooghe and G. Marks, 'Types of Multi-Level Governance', *European Integration online Papers (EIOP)*, Vol. 5, No. 11, 2001, available at (<http://eiop.or.at/eiop/texte/2001-011a.htm>), 「国家を超えたガバナンス (governance beyond the state)」(W. Wallace)。「ポストモダン国家 (post-modern state)」(J. A. Caporaso)。「国家を超えたガバナンス (governance beyond the state)」(M. Jachtenfuchs)など。W. Wallace, 'Government without Statehood', in H. Wallace and W. Wallace (eds.), *Policy-making in the European Union* (Oxford: Oxford University Press, 1996), pp. 439-460; J. A. Caporaso, 'The European Union and Forms of State: Westphalian, Regulatory or Post-Modern', *Journal of Common Market Studies*, Vol.34, No.1, 1996, pp. 29-56; M. Jachtenfuchs, 'Theoretical Perspective on European Governance', *European Law Journal*, Vol.1, No.2, 1995, pp. 115-133.

- (4) Marks *et al.*, 'European Integration from the 1980s'.
- (5) Jauchentuchs, 'The Governance Approach to European Integration'.
- (6) 上のような政策の「欧州化」の研究として、例えば以下のものをあげるとよいであろう。A. Benz and B. Eberlein, 'The Europeanization of Regional Policies: Patterns of Multi-level Governance', *Journal of European Public Policy*, Vol.6, No.2, 1999, pp.329-348; A. Héritier, *Policy-making and Diversity in Europe: Escaping Deadlock* (Cambridge: Cambridge University Press, 1999); F. W. Scharpf, 'Introduction: the Problem Solving Capacity of Multi-level Governance', *Journal of European Public Policy*, Vol.4, No.4, 1997, pp. 520-538.
- (7) 政策の「欧州化」による構成国レベルの政治過程及び政策への影響として、例えば以下のものをあげるとよいであろう。C. Knill and D. Lehmkuhl, 'How Europe Matters: Different Mechanisms of Europeanization', *European Integration online Papers (EIoP)*, Vol. 3, No. 7, 1999, available at (<http://eiop.or.at/eiop/texte/1999-007a.htm>); T. A. Börzel and T. Risse, 'When Europe Hits Home: Europeanization and Domestic Change', *EUI Working Papers*, RSC No. 2000/56; M. Green Cowles, J. Caporaso and T. Risse, *Transforming Europe: Europeanization and Domestic Change* (Ithaca: Cornell University Press, 2001); V. A. Schmidt, 'Europeanization and the Mechanics of Economic Policy Adjustment', *European Integration online Papers (EIoP)*, Vol. 5, No. 6, 2001, available at (<http://eiop.or.at/eiop/texte/2001-006a.htm>).
- (8) G. Majone, 'The European Community between Social Policy and Social Regulation', *Journal of Common Market Studies*, Vol.31, No.2, 1993, pp. 153-170; G. Majone, 'The Rise of the Regulatory State in Europe', *West European Politics*, Vol.17, No.3, 1994, pp. 77-102; G. Majone, *Regulating Europe* (London: Routledge, 1996); G. Majone, 'A European Regulatory State?', in J. Richardson (ed.), *European Union: Power and Policy-Making* (London: Routledge, 1996), pp. 263-277; G. Majone, 'The Credibility Crisis of Community Regulation', *Journal of Common Market Studies*, Vol.38, No.2, 2000, pp. 273-302.
- (9) Peterson, 'Decision-making in the European Union Analysis', p. 76.
- (10) Peterson and Bomberg, *Decision-making in the European Union*.

- (11) J. G. March and J. P. Olsen, 'The New Institutionalism: Organizational Factors in Political Life', *American Political Science Review*, Vol. 78, 1984, pp. 739-749. 新制度論については、近年日本でもその可能性を検討する業績が登場している。例えば以下を参照されたい。小野耕二『社会科学の理論とモデル 11 比較政治』（東京大学出版会、二〇〇一年）。
- (12) P. A. Hall and R. C. R. Taylor, 'Political Science and the Three New Institutionalisms', *Political Studies*, Vol. 44, No. 5, 1996, pp. 936-957.
- (13) *Ibid.*, pp. 942-946.
- (14) Pollack, 'International Relations Theory and European Integration'.
- (15) G. Tsebelis and G. Garrett, 'The Institutional Foundations of Intergovernmentalism and Supranationalism in the European Union', *International Organization*, Vol. 55, No. 2, 2001, pp. 357-390.
- (16) M. A. Pollack, 'The New Institutionalism and EC Governance: The Promise and Limits of Institutional Analysis', *Governance*, Vol. 9, No. 4, 1996, pp. 429-458; M. A. Pollack, 'Delegation, Agency, and Agenda Setting in the European Community', *International Organization*, Vol. 51, No. 1, 1997, pp. 99-134; M. A. Pollack, 'The Engines of Integration?: Supranational Autonomy and Influence in the European Union', in W. Sandholtz and A. Stone Sweet (eds.), *European Integration and Supranational Governance* (Oxford: Oxford University Press, 1998), pp. 217-249.
- (17) Pollack, 'International Relations Theory and European Integration'.
- (18) Hall and Taylor, 'Political Science and the Three New Institutionalisms', pp. 946-950.
- (19) 国際政治学における構成主義の研究について、例えば以下のものをあげるとよい。A. Wendt, 'Anarchy is What States Make of It: The Social Construction of Power Politics', *International Organization*, Vol. 46, No. 2, 1992, pp. 391-425; E. Adler, 'Seizing the Middle Ground: Constructivism in World Politics', *European Journal of International Relations*, Vol. 3, No. 3, 1997, pp. 319-363; J. T. Checkel, 'The Constructivist Turn in International Relations Theory', *World Politics*, Vol. 50, No. 2, 1998, pp. 324-348; J. G. Ruggie, *Constructing the World*

- Polity: Essays on International Institutionalization* (New York: Routledge, 1998).
- (20) 社会学的制度論' もしくは構成主義からの欧州統合研を概観してある研究として、以下のものをあげることができる。T. Christiansen, K. E. J. rgensen and A. Wiener, 'The Social Construction of Europe', *Journal of European Public Policy*, Vol.6, No.4, Special Issue, 1999, pp.528-554.
- (21) J. T. Checkel, 'Social Construction and Integration', *Journal of European Public Policy*, Vol.6, No.4, Special Issue, 1999, pp.545-560. J. T. Checkel, 'Constructing European Institutions', in G. Schneider and M Aspinwall (eds.), *The Rules of Integration: Institutional Approaches to the Study of Europe* (Manchester: Manchester University Press, 2001), pp. 19-39.
- (22) Hall and Taylor, 'Political Science and the Three New Institutionalism', pp. 937-942.
- (23) 「経路依存性」とは、要するに、持続的な諸制度が過去から続く一連の「経路」にそって歴史的展開を推し進めるため、アクターにとつてその「経路」からの逸脱が困難になってしまうことを指す。したがって、歴史的制度論は、合理的選択制度論においてイメージされるようなより目的的で、効率的な制度でなく、既存の制度によって生み出される「意図せざる結果 (unintended consequence) 」や非効率性を強調するのである。
- (24) P. Pierson, 'The Path to European Integration: A Historical- Institutional Analysis', in Sandholtz, W. and Stone Sweet, A. (eds.), *European Integration and Supranational Governance* (Oxford: Oxford University Press, 1998), p. 30.
- (25) *Ibid.*, pp. 27-58.合理的選択制度論の「機能主義」については、合理的選択制度論者の中にもその限界を指摘している研究者がいる。例えば、先にあげたポラックも、大筋では「機能主義」を認めつつも、それに限界が存在するからこそ、欧州諸制度が独自に構成国政府に影響を与えうることを指摘している。ピアソンの議論の詳しい説明は、拙稿「EU統合とガバナンスに関する一考察（一）：グローバル経済からの構造的制約」を参照されたい。
- (26) J. March and J. Olsen, *Rediscovering Institutions: The Organizational Basis of Politics* (New York: The Free Press, 1989), pp. 159-162.

K. Armstrong and S. Bulmer, *The Governance of the Single European Market* (Manchester: Manchester University Press, 1998); S. Bulmer, 'New Institutionalism and the Governance of the Single European Market', *Journal of European Public Policy*, Vol.5, No.3, 1998, pp. 365-386.

⑧ T. A. Börzel and T. Risse, 'When Europe Hits Home: Europeanization and Domestic Change',